

## 巻頭言 — 結論を急ぐのではなくて… —

大学の授業では、新年度が始まるまでに教員は科目ごとにシラバス（講義概要）を作成しなければなりません。学生はそれを読んで、履修する科目を選ぶことになります。

シラバスでは、たとえば、「地域福祉の考え方を理解し、必要に応じて実践できるようになる」というように、受講後どのような力が身につけているのかを示しています。教員が何を教えるかだけでなく、どのように教えるのか（グループワークを随時行うとか、ディベートをすとか）、そしてその結果、学生にはどのような学修（習）の成果をもたらされるのかということを示さなければならぬのです。こうしたスキームから学ぶべきことがありますし、実際のところそうした観点から授業の進め方についても工夫されています。

しかし、「教育は常に教育者の意図を超えたところで展開される」という観点からすれば、それほど明快に学修（習）の成果が示せるわけではありません。教員側が想定している成果とは別の次元での成果や、意図していたこととは逆の成果をもたらされることもあります（たとえば社会福祉実習を通じて、現場での実践力を養い、現場で活躍できる人材を養成するという意図とは逆に、実習によって現場で働く意欲を喪失させてしまうことがあるように…）。また、半期で15回の授業の成果が、何年もしてから出てくることもあるので（人生経験を積むことで、かつて学んだことの意味がリアルに実感できるようになるというように）、時間的な観点からしても、こうした枠におさまらないともいえます。

さて、似たようなことは福祉現場でもあります。たとえば、個別支援計画では、利用者の状況をアセスメントし、ニーズを明らかにして、支援の目標をたてて、支援をして、その成果を評価し、またアセスメントして…というサイクルで支援を展開していきます。しかし、それほど簡単にニーズを明確化できるわけではないですし、支援目標を立てるのにも苦労していたり、ほどほどのところで妥協していたりというのが実際のところでしょう。創刊号でとりあげた「意思決定支援」にしても、利用者の生活・人生の分岐点なり岐路を想定して、何かを「決定」することを支援するという「点」の発想なので、日々、支援をしている現場の職員の感覚からすればリア



夏まつり風景

リティが伴いにくいもののだといえます。

たとえば1994年にノーベル文学賞を受賞した大江健三郎の小説の多くは、障害のある息子(大江光)と生きてきた自らの人生そのものを題材にしています。哲学者や思想家、あるいは古典文学などからの難解な引用文と日々の生活を重ね合わせるといった独特の文章の表現方法をとっていたりするので、難しい文体ではあるのですが、それらは示唆に富んでいます。『新しい人よ眼ざめよ』は障害のある息子(小説ではイーヨー)が二十歳になるまでの間の大江自身と妻(母)やきょうだい(弟と妹)のさまざまな葛藤や、イーヨー自身の成長を描いた作品です。この小説では20年間の出来事を語っているのですが、「決定」を迫られるような明確な分岐点があるというよりは、紆余曲折を繰り返しながら、人生を共に歩む様子が描かれています。また、大江が妹マーちゃんを主役にして兄との生活の様子を描いた『静かな生活』(伊丹十三監督のもとで映画化もされました)もユニークな作品です。

福祉の仕事は、利用者の生活の断片ごとの決定を支援するというよりも、その人の人生全体に関わる実践です。その人に寄り添いながらも、十分に気持ちを汲み取れなかったり、受容しきれずに葛藤のなかでモヤモヤしたり、そうしたことの積み重ねのなかで、それでもその人のことを大切にしようとするところに大きな意味があります。答えがすぐに出たり、成果がすぐに得られたりするわけではありません。利用者／職員という区別に関係なく、人生がそういうものだからです。大江は「実は自分こそがイーヨーに励まされてきた」と言っています。利用者と共に過ごす時間、過ごしてきた時間を幸せに感じられるといいですね。 KCD ラボ代表 松端克文

## シリーズ 情勢分析と運営・実践の処方箋 今月のテーマ：「地域共生社会」について

今日の福祉政策の主要な目標としては、「**地域共生社会の実現**」が掲げられ、**昨年（2017年に）、社会福祉法が改正され、今年の4月より施行されている**。この理念は2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年6月2日）において示され、以降、厚生労働省のもとに「地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）」が設置され、議論が進められるなど、重要な政策課題となっている。

**具体的な法改正の内容としては、たとえば第4条（地域福祉の推進）の第2項に、「地域住民等（地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者）」は、「地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする」という条文が加えられ、これまで以上に**地域福祉を推進することが重要な課題となっている**。**

「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯」が対象となっており、本人だけでなくその世帯にまで対象範囲を広げている。また、「住まい」や「就労」「教育」などの領域まで拡大し、さらには「地域社会からの孤立」も含め「参加の機会」にまで言及しており、そうした課題を把握し、課題解決を図ることを求めるという内容になっている。

これまで社会福祉の制度を利用する場合は、生活保護法に端的に象徴されるように申請を原則としてきた。2000年度より施行されている介護保険法にしても、2003年度から施行された支援費制度や今日の障害者総合支援法にしても、それに基づくサービスを利用する場合には、本人もしくは家族からの申請により手続きがスタートするという仕組みになっている。とりわけ介護保険制度の導入が議論された1990年代後半から2000年代の半ばまでの間は、契約利用制度のもとで、本人がサービスを選んで契約するという「自己決定」が過剰なまでに強調された。

そうしたことをふまえると、「地域住民等」が困難な状況に置かれている人（社会福祉法では「福祉サービスを必要としている地域住民」との表現になっているが、この表現は福祉サービスを前提としているので、厳密に言えば生活上の困難に対応する福祉サービスが存在していなければ、それを必要とするという概念も成り立たなくなるので、「生活していく上で困難な状況に置かれている人」という表現がふさわしいといえる）を「把握」することが求められるので、**本人やそ**

の家族からの申出に加えて、地域住民も含めて、困難な状況にある（「課題」がある）人やその世帯に気づき（「課題を把握」し）、その解決に向けて取り組むことが求められているのである。

**施設や事業者からすれば、サービスを利用している利用者のみならず、その世帯にまで視野を広げて、そうした世帯・家族の課題に気づき、支援していくことが必要とされている**のである。このことは、前号において述べた社会福祉法人が「地域における公益的な取組」を行う際の基本的な視点とも重なるものであるといえる。

また、社会福祉法の第106条の2（地域子育て支援拠点事業等を営業者の責務）では、障害者総合支援法に基づく事業を実施している者などは、「当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない」ということが規定されている。

**困難な状況に置かれている人の存在に気づき、その人あるいはその世帯の課題を把握し、支援を展開していくには、各種専門職や関係機関・団体との連携が不可欠である。社会福祉法人は、そうしたネットワークを構築し、支援を展開していく必要がある。**

ところで、「共生」とか「共に生きる」という理念は、「障害のある人もない人も共に生きる」というように、障害者福祉の分野でふるくから用いられてきた。この概念は、「障害者」と「そうでない人」というように、誰かと誰かが共に生きることを説くものである。つまり、まず人を分ける区別があって、その両者が共に生きる、という論理になっているのである。今回の改正では、福祉サービスの「支え手側」と「受け手側」といった区別をなくすべきであるとされている。

こうした理念は否定できるものではない。しかし、永遠に到達できない課題でもあるということを認識しておく必要がある。あるカテゴリーの人と別のカテゴリーの人とが共に生きるための取り組みをしたとしても、その取り組みから漏れてくる人たちが必ず存在するからである。**共生とは、排除を前提とした概念であり、人が暮らしていく以上、排除がなくなることは決してない**。それだけにこうした概念を過度に理想化して主張すべきではない。むしろこうしたことを語ったり、話し合ったりする際に生じる、ある種の“ためらい”に自覚的であることが重要である。そして、**実現できないけれども（不可能だけれども）、求め続ける（不可避である）ということをおわきまえた上で、できることから取り組むという姿勢が大切だ**といえる。

KCD ラボ代表 松端克文  
（武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授）

\* 毎月ホットなテーマを取り上げ、ヒントを提供します。

## ～KCD ラボ初！事例検討会～

KCD ラボ設置後、初めての事例検討会を実施しました。各事業所において支援員間でケース検討を行うケース会議とは別に、第三者としてラボが介入し、客観的な視点を交えながら、参加者全員でさまざまな意見を出し合いました。

### —事例紹介①— A氏（67歳・女性・1987年入所）

- ・精神疾患と知的障害（重度・障害支援区分4）のある方。
- ・日常生活は全般的に自立、会話が可能。
- ・精神科薬、内科薬を服用中。
- ・昨年6月頃より認知機能の低下が見られ始める。
- ・特定の人や物へのこだわりが強い。
- ・認知機能の低下に伴い、粗暴なふるまいが見られることがある。
- ・支援拒否、特定の他者への強いこだわりや、所在が分からなくなることなどがある。

まず、6月14日にA氏の事例検討会を実施。サービス管理責任者からB施設における現状の説明を伺い、課題をあげてもらいました。もともと精神疾患のあるA氏は気分の浮き沈みが多く、他者との関係構築や支援の受入れに対して困難な場面がありました。昨年5月、仲の良かった同室者のC氏が法人内の隣接する別の施設（D施設）へ異動したことをきっかけに、それまでゆるやかだった認知機能の低下が急速になり、物忘れや活動への参加拒否などが多く見られるようになりました。

“本人にとってのよりよい生活”とは何か。C氏との関係調整をどのように行うか。この課題は、C氏が利用しているD施設の協力がなければ解決できないものでした。日中活動にあまり興味をもてなくなっていることや昼夜逆転した生活になりつつあることなどをふまえて、A氏がC氏のいるD施設を訪れた場合にはD施設内で一緒に過ごせる時間を設ける、B施設においても日中は生活リズムが整うように興味を持ってもらえそうな活動を工夫し提供するというを確認し、D施設へ改めて協力を依頼し、本人の思いを大切にしながら、なるべく落ち着いた生活を送ってもらえるよう、支援の組み立てを行うということになりました。



次に、7月2日にE氏の事例検討会を実施しました。担当

支援員から現状を説明してもらい、課題となっている強いこだわりについて話し合いました。

### —事例紹介②— E氏（46歳・女性・2012年入所）

- ・知的障害（重度・障害支援区分4）の方。
- ・日常生活は全般的にほぼ自立。
- ・単語での発語はあるが不明瞭。理解力あり。
- ・雑誌などを見るのが好き。
- ・施設入所前は在宅で生活。母の病気からショート利用を開始し、その後入所に至る。
- ・在宅時から水に対する固執あり。不穏になると水遊びが激化するという行動パターンがある。

E氏は、入所歴は浅いものの、年数が経つにつれてそのこだわりに変化が見られ、別のこだわりが出現するという状況にありました。また、集団における他者との関係からストレスを感じて奇声をあげるなど、不穏な様子も多く見られていました。食事についても吐き出しなどのこだわり行動があることから、本人のストレス軽減を課題とし検討を行いました。



E氏は、在宅生活のときから水に固執していたことや本人なりの生活パターンをもっていることから、水に対するこだわりをなくすことは困難であると思われました。しかし言葉での説明に対する理解はあり、意図的な働きかけを行うことや余計な刺激を減らすことが有効であることを確認しました。そこで一日の生活の流れや水への固執が強い時間帯を確かめ、激しい水遊びをする前段階でのE氏の過ごし方や、声掛けの仕方に配慮し、そのことによる効果を分析するために本人の状況についての詳細な記録を残す、また対応時の留意点をまとめて統一した支援を行い、本人が穏やかに過ごせる環境を提供していくということになりました。

両氏とも支援が難しい場面があり、日常的に関わる支援員だけでは多角的な視点がもてなくなってしまうことがあるかもしれませんが、第三者的な視点を交えて検討することで、別の見方ができ、これまでとは違った支援を行うきっかけになれば…と思います。「やってみます。」と力強く話してくれた支援員の言葉とまなざしが、とても頼もしく感じたラボ初事例検討会。今後もこのような事例検討会を通じて、いろいろと一緒に学んでいきたいです。（編集委員会）



## 施設長リレーインタビュー

障害者支援施設よろこび荘の荘長であり、就労継続支援B型事業所サニーサイド宮崎レクリエーション保養所事業担当である池田哲史氏にお話を伺いました。

### ――まず、成人入所施設であるよろこび荘の現在の取り組みについて教えてください。

よろこび荘の取り組みとしては、利用者の方々が今まで以上に安心と満足を感じられるよう、日中活動の場と夜間生活の場の両面において環境整備を進めています。今まで、日中活動の場と夜間生活の場の区別が明確になっていなかったのですが、今年度より「デイセンター」を開設し、日中活動と夜間生活の場を完全に分離（職住を分離）しました。それによって、利用者の方の生活リズムを整え、生活の質のより一層の向上を目指しています。

また、食事に関して言いますと、よろこび荘では、1階、2階、3階のフロア毎に20名ずつに分かれて生活をしているのですが、今までは利用者全員が同じ食堂を利用していて、人数が多く慌ただしい雰囲気でした。そこで、各フロアに食堂スペースを設置し、食事場所を分散することによって、現在では、ゆったりと落ち着いて食事をしていただけるようになりました。

### ――よろこび荘の現状の課題と展望についてお聞かせください。



先程も言いましたが、よろこび荘は3フロアに分かれています。利用者も職員もフロア単位での動きになってしまい、効率が悪くなるという傾向があります。そこで、今年度より各フロアにリーダー職員を配置し、リーダーを中心に各現場の情報を集約し、共有することで、よろこび荘全体のオープン化や協力体制の強化を目指していきたいと思っています。

日中活動については、現在、土日を除いて毎日デイセンターに通い、日中活動の場と夜間生活の場の分離が習慣化され、生活のリズムが整ってきたように感じます。今後は、それぞれのフロアの職員が協力し合い、利用者個々の特徴や障害状況に応じて、日中活動の内容やプログラムを検討していきたい

と思っています。

夜間生活の場については、現在、よろこび荘そのものの老朽化が目立ってきているため、今年度より大規模改修を進めています。利用者には快適で生活しやすい環境を、職員には働きやすい環境を整備することで、利用者支援の向上に繋がっていきたくと思っています。

### ――池田荘長は、サニーサイド宮崎のレクリエーション保養所事業も担当されていると伺ったのですが…。

はい、サニーサイド宮崎は、その名の通り宮崎県に開設した事業所で、今年で6年目を迎えます。なかなか波に乗ることができない時期が続いていましたが、昨年度は、養鶏事業を、今年の6月からはレクリエーション保養所事業を開始し、ようやく明るい兆しが見えてきたように思います。

### ――明るい兆しというのは、具体的にどのようなことですか。

そうですね…6月と7月には、神戸のグループホームの利用者と一緒に、宮崎のペンション（レクリエーション保養所）に宿泊しました。えびの市にあるペンションでパーベキューをしたり、グループごとに熊本方面や鹿児島方面、日南方面の観光をしたりと、利用者楽しんでいただけるようなプログラムを実施しました。利用者の皆様から「めちゃくちゃ楽しかった」「ご飯が美味しかった」「また行きたい」との声をいただき、本当に嬉しく思いました。宮崎に滞在中は、サニーサイド宮崎の利用者と職員が接待をしますので、お互いにとっての交流の場にもなったと思います。

今後、8月末にはおかば学園の子どもたち、9月以降はよろこび荘とようき寮の利用者に付き添って宮崎に行く予定です。今までの観光プランをもとに、それぞれの施設に合ったプランを！と、サニーサイド宮崎の利用者と職員は張り切っています。私自身もとても楽しみにしています。

### ――最後に、レクリエーション保養所事業についての今後のビジョンをお聞かせください。

レクリエーション保養所事業は、知的障害のある利用者の方々に気兼ねなく、のんびりと旅行を楽しんでもらいたいという目的で開設しました。これからも、できるだけ多くの神戸の利用者と一緒に宮崎に行きたいと思っています。そのために、利用者が安全かつ安心して利用できるような観光事業にしていきたいと思っています。そして、宮崎に行く機会を増やすことで、神戸の利用者や職員にとって、宮崎がもっと身近な場所になり、神戸と宮崎のそれぞれの良い所を共有できるようにがんばっていきたくと思っています。

### ――本日はお忙しいなか、ありがとうございました。

よろこび荘の施設長とサニーサイド宮崎レクリエーション保養所事業担当の兼務で多忙な日々を送られている池田氏。にもかかわらず、いつも笑顔で温厚な姿を見ると、こちらまで穏やかな気持ちになります。宮崎のレクリエーション保養所、ぜひ行ってみたいです!!! (真)

## 教えてください！専門職 ～MT 編～

### ◆MT って何ですか？音楽療法って音楽活動？

MT は Music Therapist の略です。音楽療法とは「音楽の持つ生理的、心理的、社会的働きを用いて、心身の障害の回復、機能の維持改善、生活の質の向上、行動の変容などに向けて、音楽を意図的、計画的に使用すること」と日本音楽療法学会の定義で定められています。音楽はあくまで利用者に関わり支援していくひとつの手段として使います。レクリエーション・音楽活動と音楽療法の違いはここにあります。

### ◆具体的な仕事の内容について教えてください

「音楽療法の依頼 → アセスメント → プログラムの構成・目標の設定 → 実施 → 記録（評価・考察） → 終了」という流れで音楽療法を進めます。アセスメントでは音楽でのアプローチ方法や目標を検討し、セッション内容の組み立てを行うとともに利用者に合わせた実施時間（個別音楽療法では20～30分程、集団音楽療法では30～50分程）やセッション方法を考えます。実施（セッション）では言葉かけを含め音楽での“やりとり”を一番大切に考え、利用者にとって“かゆい所に手が届く”感覚を味わっていただけるよう関わります。セッション後は実施した結果を次回に繋げられるよう記録に残し、定義に基づいた考えのもと、少しでも社会生活が営みやすくなるようお手伝いをさせていただきます。

### ◆知的障害のある方たちを対象に考えた音楽療法とは？

#### ①音や音楽を通して外界に気づく

発達段階が初期にある方、自閉症スペクトラムの方は特に自分(内)と他者・周囲の環境・状況(外)とが明確に分化できていないことが多いので、内と外に気づいてもらう手段として「音・音楽」を活用します。外に気がつくことで自分自身にも気がつき、自己像を形成する基盤作りを目指しています。

#### ②秩序形成を促進する

自発性や自主性を尊重しながらセッションを行うことで、順番を待つ、守るなどの基本的なことから社会的規範に適應できるよう促します。

#### ③情動を発散し安定する

自傷・他傷行為が強く出る利用者の場合は、その攻撃性の情動を、楽器を叩くことに変換し、社会的にも受け入れられる形で発散できるように考えています。

#### ④行動の自己調整能力を高める

音楽のテンポや強弱、雰囲気を感じて自分の演奏を調節することが、相手に合わせた動きや情動の自己調整に繋がります。



その他にも、⑤対人コミュニケーションの円滑化⑥触覚・視覚・聴覚などの各感覚の統合⑦安心感・満足感・達成感を体験する場面の提供⑧身体自己像の形成⑨社会性の向上⑩表現力の拡大などを目的として、プログラムを考えます。自分の思いを表現できるようになるとストレスもためにくくなり、健康的な発散方法を身につけることによって行動が変わり、問題行動の軽減に繋がると考えます。



### ◆セッションの一場面をご紹介します!!

右の楽器はセッションでよく使用するテンブルブロック(木魚)という楽器です。これは音階がなく、叩いて音を出す楽しさを実感できる楽器で、セッションではよく使います。

音楽を聴き“合わせる”ことが分かる利用者(以下 CI)は“音楽を聴いて演奏する”ことが何よりも気持ちがいいので、CI の演奏を引っ張る形で達成感や充実感を得られるようセラピスト(以下 Th)と一緒に演奏します。逆に“合わせる”という感覚がまだ育っておらず、自分の世界が強い CI には外からのアプローチとして CI の世界になじめるよう伴奏を行います。たとえば忙しく速くテンブルブロックを叩く CI には、伴奏もエネルギーに速く弾く。不規則なリズムで不安定さを感じられる CI には、打点に合わせて不安定な様子を表現し、外からの刺激によって意識が外に向くことをねらいとします。自分の演奏とピアノ伴奏が合っていることに気がつく、大体の人は「ふっ」と笑います。それをきっかけに Th と CI の音による駆け引きが始まり、Th は CI の人との関わりの幅が広がるようアプローチします。

現在、陽気会では集団音楽療法が主ですが、個人にスポットを当てた活動を多く取り入れています。それは、奏者以外の他の利用者に“尊重の時間”を体感してほしいからです。奏者の個性が垣間見える場面を共有して「〇〇さんのこんなところが良かったね」と感じたことをみんなで話す。そんなことができるような環境づくりをしていきたいです。

### ◆陽気会の音楽療法士として…

専門職チームの充実で個人のニーズに沿ったセッションが行えるよう、ST・PT とも連携した目標設定や支援体制、セッション形態を整えていきたいと思っています。 MT：惣田

実に奥の深い音楽療法…。またセッションに参加させてください！  
(編集委員会)

## ちょっといいですか？大西ですけど

— こんな職員になってはいけない —

### ◆30 余年間考えていたこと

気がつけばこの業界に身を置いて 30 余年。この間、ことあるごとにこの業界が求める「理想の職員像」というものについて考えてきました。が、未だ明確な答えを出すことができていません。理想の職員像については、その時々の方針や、自分が置かれている立場などによって異なってきますし、自分は「これが理想だ」と思っている、周囲はそれを求めていなかったりする場合もあります。結構難しい概念ですね…。

そこで、視点を変えて、「なっていない職員像」を考えてみました。私自身が「こんな職員になりたくないなあ。」と感じてきたことを振り返ってみた結果、「福祉に向かない職員は、MUKA（むか）ない職員である。」という結論に達しました。

### ◆MUKA ない職員とは

M とは、守らない・護らない…ということで、職場のルールや決まりごとを守らない、法令を守らない、そして、利用者の生活を護らない、障害のある人の人権を護らない。福祉職人に限らず、働く者は、法律をはじめ職場の就業規則等多くの決まりごとに縛られていますが、それらを守っていくことは社会で生きていく上での基本です。また、常に求められるチームワークについても、まずは職員間で決めたルールを守っていくことから始まります。で、護るについてですが、福祉職人である以上は、利用者の生きる権利を護っていくことが仕事の基本です。利用者の安全安心な生活を保障するためにも、私たち職員は、法令やルールを守り、利用者の人権を護っていく姿勢と意識が求められると思います。

U とは、動かない・動かさない…ということで、体を動かさない、頭を動かさない（使わない）。心が動かない（=感動しない）、考え方ややり方を動かさない（=変えようとしない）。私たちの仕事は、障害のある方々の生活を支えていくことです。時には、命に向き合うこともあります。人相手の仕事だからこそ、まずは自分の体と頭を動かすことが求められると思います。で、この仕事を続けていくことができる原動力は、「感動」ではないでしょうか。利用者の些細な変化や成長に感動できることは必ずこの仕事のやりがいにつながっていきます。さらに、今までの考え方ややり方を動かす（変える）ことも、時には必要です。働く上で、変えてはいけないものが当然ありますが、変えない目的が、自分だけが楽をすることや、自分だけの利益のためにとならないように、変えるべきものと変えてはいけないものを見極めていくことが必要だと思います。（つづく）（大）



## 陽気会は創立 60 周年を迎えます

陽気会は、知的障害児施設おかば学園を開所してから 2018 年 9 月 1 日で 60 周年を迎えます。

私たちは、これからも私たちの生活の舞台としての“コミュニティ”をより暮らしていきやすくなるよう“デザイン”し、陽気会を拠点とした「福祉ゾーン」の創造を目指して、みなさまと力を合わせて実践していきます。

ラボサポーター(協力会員)募集中です

施設・事業所サポーター 年間 10,000 円

個人サポーター 年間 1,000 円

\* 詳細は下記までお問い合わせください

編集委員会：松端 克文(KCD ラボ代表)  
朝日 満子(KCD ラボマネージャー)  
松端 真美(KCD ラボスタッフ)  
大西 博之(法人本部長)

〒651-1313

神戸市北区有野中町 2-5-19

社会福祉法人陽気会

KOBE 北・コミュニティデザイン Lab.

Tel: 078 (981) 7271

Fax: 078 (981) 0825

HP: <http://youkikai.or.jp/>

Email: [kcdlab@youkikai.or.jp](mailto:kcdlab@youkikai.or.jp)

